

新座市告示第 127 号

新座市志木駅前暫定自転車駐車場管理要綱（平成23年新座市告示第345号）
第4条の規定による駐車料金の収納事務について、地方自治法（昭和22年法律
第67号）第243条の2第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年
3月31日までの間、指定公金事務取扱者として、次の者に委託したので、同条
第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

新座市長 並 木



神奈川県横浜市中区太田町一丁目18番2号 関内エスビル4階
かもめビルサービス・日駐研共同企業
かもめビルサービス株式会社
代表取締役 本郷 誠